

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設

点検結果表

(行政機関名：環境省)

制度名	再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: B段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（高度な再資源化事業の創出・成長により循環経済を実現し、国内の天然資源の消費量の削減、及び、経済成長を目指す。アウトカム指標：資源生産性（国内総生産/天然資源等投入量）を2030年度に60万円/トン以上とすること。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>①・② ご指摘を踏まえて、政策評価書を修正しアウトカム指標及び達成目標を再設定した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和7年度）について、「11」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
--

<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえて、政策評価書の記載を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「再資源化事業等高度化法に基づき認定する事業者の処理能力を5,000t/年とすると、1認定事業の創出につき、達成目標である出口側の循環利用率が約0.0012%（令和10年度廃棄物発生量推計比）改善される見込みであり、期間内の適用対象とする113件の高度な再資源化事業の創出によって、これまで処分されていた廃棄物等が循環利用されるとすると、約0.14%改善の直接的効果が見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果（令和7年度から9年度まで）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、将来の直接的な効果について、その根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえて、政策評価書の記載を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置(高度な資源循環投資促進税制)の創設
2	対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税1)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(以下「再資源化事業等高度化法」という。)による国の認定を受けた事業計画に基づく設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額から設備投資費の税額控除(10%)、又は当該資産に係る特別償却(50%)を可能とする特例を新設するもの。 《関係条項》 —
	担当部局	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和7年4月～令和11年3月
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	再資源化事業等高度化法施行から4年間に限って実施
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 再資源化事業等高度化法に基づく認定制度により、動脈産業・静脈産業双方に対して高度な再資源化事業への転換を促進することで、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環型社会を実現し、産業競争力の強化、経済安全保障の確保、脱炭素社会への寄与、地方創生等を図るもの。 《政策目的の根拠》 ○再資源化事業等高度化法 第一条(目的) この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版
		—

		<p>(令和6年6月21日閣議決定)</p> <p>(4)循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行</p> <p>① 事業者間連携やイノベーション等による徹底的な資源循環 今国会で成立した再資源化事業等高度化法による、地方公共団体などの許可を国一括認定に代替する認定制度に基づき、高度な資源循環事業を3年で100件以上認定する等、製造業等と廃棄物処理・リサイクル等に携わる資源循環業の連携の強化や再資源化の高度化等を支援する。</p> <p>○環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)</p> <p>(4)資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行 使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化、バイオマス化・再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立、環境負荷の見える化など、地域及び社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及等に向けて必要な技術開発、トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からのデジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用を行うことにより資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と資源循環分野の脱炭素化を両立させる。また、動静脈連携を促進するための資源循環情報の把握や、各種デジタル技術を活用した情報基盤を整備する。</p> <p>○循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)</p> <p>静脈産業側においては、企業や地域における先進的な事例を踏まえ、動静脈連携の取組を全国に広げていくための施策や、静脈側の資源循環に係る情報を活用し、動静脈連携や脱炭素化を促進するための施策など、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための施策を進める。資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)に基づき、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための措置を講じ、高度な資源循環の取組に対して、国が当該措置の施行から3年の間に100件以上の認定を行う等するとともに、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じた上で、各種手続の迅速化を図っていく。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 資源循環政策の推進</p> <p>4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築</p> <p>4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</p> <p>4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</p> <p>「4.資源循環政策の推進」の中での位置づけについては、別紙「循環型社会を形成する法体系」も参照。</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃棄物等の発生量のうち循環利用量(再使用・再生資源利用量)の占める割合を表す「出口側の循環利用率」について、現状ベースでは2030年度に43.5%になると推計される。再生資源の質と量の確保を促進することで2030年度に43.9%※以上となることを目指す。</p> <p>アウトカム指標: 出口側の循環利用率が2030年度に43.9%以上※</p>

とすること。
 本要望税制措置期間最終年度の目標：出口側の循環利用率が43.4%以上であること。

図 出口側の循環利用率の推移

※「第5次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)」において、循環型社会形成のための指標及び数値目標として掲げられた目標値。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 資源生産性は直接的に循環型社会の実現を示す指標の一つであるほか、国内での資源循環の促進に伴う産業競争力の強化、海外由来資源からの脱却による経済安全保障の確保、化石燃料の焼却量の抑制による脱炭素社会の実現、地域資源の循環に伴う地方創生等につながりうるものである。

①: 適用数
 (詳細は別添2のとおり)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
適用数	11	34	34	34
うち法人税控除	6	17	17	17
うち特別償却	5	17	17	17

※ 既存の廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設(中間処理)の新設許可・変更許可の件数はおおよそ年間約650~700件であり、3年間では概ね2,000件程度と見込まれる。再資源化事業等高度化法に基づく国の認定基準を満たすような高度な再資源化事業は全廃棄物処理施設の5%以上となることを目指すこととし、本要望措置で想定される適用数となる政府目標は3年間で100件以上(34件/年)とした。なお、令和7年度は年度途中から施行される見込みであることから1/3年と仮定し11件とした。

※法人税の税額控除又は特別償却の選択制であるところ、それらの適用数はそれぞれ半数とした。(令和7年度(11件)は税額控除の適用数を6、特別償却の適用数を5とする)

②: 適用額
 (金額: 百万円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

	法人税控除	70.26	199.07	199.07	199.07
	特別償却	292.65	995.01	995.01	995.01

※再資源化事業等高度化法で認定対象事業になり得る水準の先進的な設備と考えられる環境省補助事業「プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業」の過年度実績の20事業において導入された設備機器の平均額117,062千円/事業となる。その金額に税控除額10%・特別償却50%の適用率を乗じることで、1件あたりの適用額は税額控除:11.71百万円/件、特別償却:58.53百万円/件となる。その数字に①の適用数を乗じることで年度ごとの適用額を算出。

②: 減収額
 ○減収見込み額の考え方について
 (金額: 百万円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
法人税	138.15	429.91	429.91	429.91
法人住民税	9.67	30.09	30.09	30.09
法人事業税	19.56	66.51	66.51	66.51

※各税における税額控除、特別償却の2つの制度ごとの減収額の内訳は別紙2のとおり。

④: 効果
 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
 循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく「循環経済に関する関係閣僚会議」が令和6年7月30日に開催される等、循環型社会に対する重要度は高まっているところ。
 その一方で、近年、出口側の循環利用率は横ばいから減少傾向であり、その理由として、現行の経済合理性に基づく再資源化事業による循環利用量が既に頭打ち傾向にあることが挙げられる。そのため、再資源化事業等高度化法の認定制度により事務手続きの一括化・迅速化とともに、本要望税制措置により高度な再資源化事業へのインセンティブ効果を持たせることによって、さらなる再生資源の質と量の確保、及び、達成目標である出口側の循環利用率の目標の達成を目指す。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 本要望税制措置は税額控除と特別償却を選択できるものであり、特に対象設備の取得額に対して資金額が限られている規模の事業者においては、取得年度の税負担軽減、又は、特別償却による損金計上の前倒しにより、取得後もすぐに活用できる現金を手元に残しやすく、さらなる設備投資や事業展開等といった選択肢が生まれるため、事業リスクを大幅に低減できる。このインセンティブ効果により、経済合理性等の観点でこれまで躊躇していた事業者に対し、高度な再資源化事業への事業展開等を働きかけることができる。
 再資源化事業等高度化法に基づき認定する事業者の処理能力を5,000t/年とすると、1認定事業の創出につき、達成目標である出口側の循環利用率が約0.0012%(令和10年度廃棄物発生量推計比)改善される見込みであり、期間内の適用対象とする113件の高度な再資源化事業の創出によって、これまで処分されていた廃棄物等が循環利用されるとすると、約0.14%改善の直接的効果が見込まれる。

		⑤: 税収減を是認する理由等	本措置を講じることで高度な再資源化事業者が増加することは、将来、大量廃棄等により社会課題にもなり得ると想定される、太陽光パネルや紙おむつ等といった廃棄物を再資源化することが可能になり、それに伴って回収された金属や化石由来資源等といった資源を国内に循環させる循環型社会の実現に繋がる。ひいては、廃棄物の適正処理の推進による国民の安全な生活環境の保全に加え、国際的な産業競争力の強化や経済安全保障の確保に寄与するものであり、本特例措置による税収減を是認する理由等になると認められる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本制度は再資源化事業等高度化法に基づく国の認定を受けた事業者に対し、認定事業計画に沿った設備投資等に応じた税額控除又は特別償却を受けることができる制度であり、国の認定を得る段階で既に厳しい審査を受けていることから、それに伴う財政支援は可能な限り利用者にとって簡素な手続きで受けることができるべきである。また、同じ事業者間でも財政支援の対象可否の差があるべきではない。予算の範囲内で対象が限定され申請や審査数に多大な事務コスト・時間がかかる補助金等に比べ、認定事業者が比較的簡素な事務手続きで等しく恩恵を受けることが可能であることから租税特別措置の妥当性があるものと考えられる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	循環型社会の形成に不可欠な、高度な再資源化事業の創出・促進に向け、再資源化事業等高度化法の認定制度により事務手続きの一括化・迅速化をはかり、さらなる再生資源の質と量を確保することとしているが、再資源化事業者のほとんどは中小企業・みなし大企業であり、10④で示したとおり、設備投資等を直接的に支援するインセンティブ効果を与える政策が求められているところ。インセンティブ効果を有する施策としては、補助金や税制が考えられる中、対象設備の取得金額に対し比較的資金力の少ない事業者においては、設備取得年度における余剰資金の確保を図ることができ、更なる設備投資や柔軟な事業展開を行うことを可能とする税制措置のほうが、補助金より効果的なインセンティブになることが見込まれる。環境省が令和6年9月に実施した再資源化事業等高度化法の活用を検討している事業者ヒアリングにおいても、中小企業者から、補助金より税制措置を望む声が確認されている。以上の理由により、本要望税制措置が必要と考えられる。なお、エネルギー対策特別会計による既存の予算上の支援措置と適用対象が一部重複することは想定されるものの、これら支援措置は、脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材を対象を絞り、資源循環を通じてカーボンニュートラルの実現に寄与する技術の実証を伴うことが要件となっていることや、温室効果ガス排出量の削減が困難な(Hard-to-Abate)部門を段階的に削減していくことを目的とし、対象廃棄物が限られるほか、大幅な温室効果ガスの削減が見込まれる大規模施設の対象に絞られることから、それぞれの制度目的及び適用する対象範囲が異なる。また、再資源化事業の用に供する設備投資に当たっては、一般的に外部からの資金調達が必要であるところ、取得年

		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方自治体に処理責任が生じる一般廃棄物も対象になり得るほか、太陽光パネルや紙おむつ等の再資源化が進まない社会課題になって国民の生活環境の保全が脅かされる可能性があることから、地方公共団体にも協力する意義があるものと考えられる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

法人税、法人住民税、法人事業税の減収額の算定について

○適用見込数の政府目標（3年間で100件以上）について
 既存の廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設（中間処理）の新設許可・変更許可の件数はおよそ年間650~700件程度であり、3年間では概ね2,000件程度と見込まれる。
 再資源化事業等高度化法に基づく国の認定基準を満たすような高度な再資源化事業は全廃棄物処理施設の5%以上となることを目指すこととし、本要望措置で想定される適用件数となる政府目標は3年間で100件以上（34件/年）とした。
 また、税額控除と特別償却の適用数は半数ずつとした。

○適用見込み額及び減収額について
 租税特別措置等に係る政策の事前評価書の『②適用額』で示すとおり、既存の環境省設備投資補助事業「プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業」※において、採択された直近の20事業における設備投資額を平均から算出し、対象設備の取得額を「117,062千円/事業」とした。

（1件あたりの適用額）
 税額控除額：取得額×10%＝11.71百万円/件
 特別償却額：取得額×50%＝58.53百万円/件

【法人税】

	税額控除		特別償却		合計減収額 【百万円】
	件数	減収額【百万円】	件数	減収額【百万円】※	
令和7年度	6	70.26	5	67.89	138.15
令和8年度	17	199.07	17	230.84	429.91
令和9年度	17	199.07	17	230.84	429.91
令和10年度	17	199.07	17	230.84	429.91

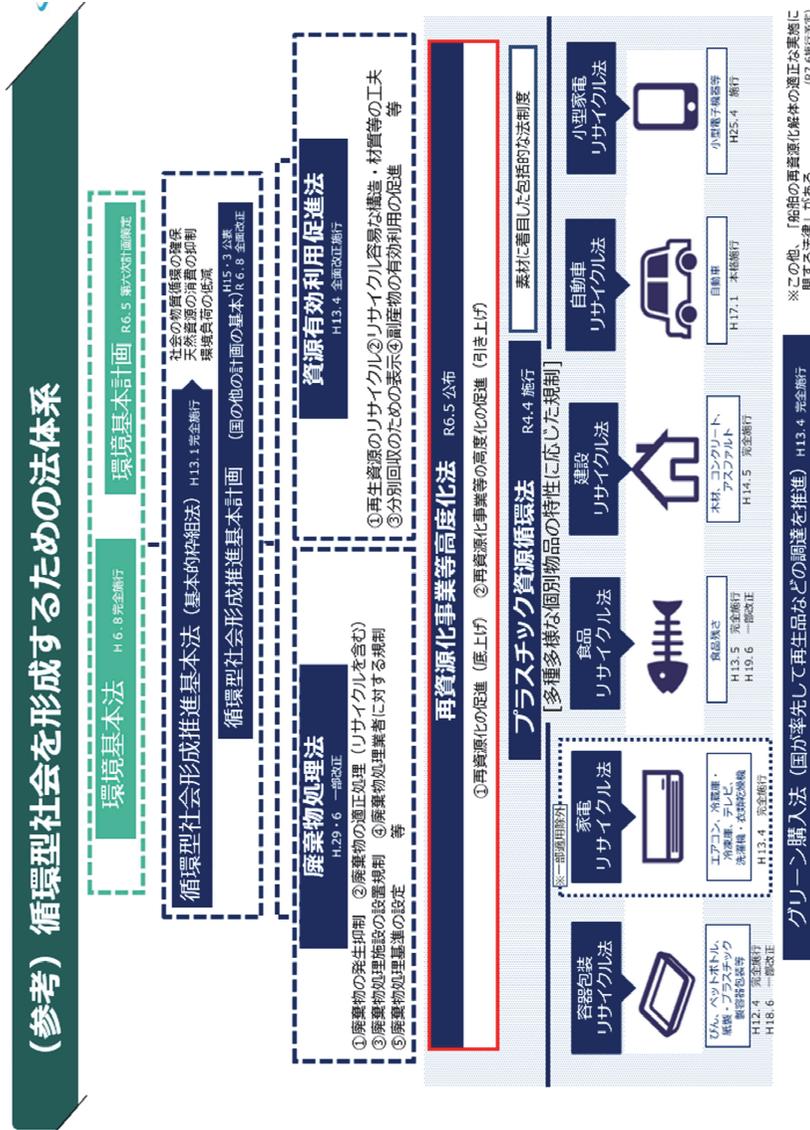
※ 特別償却の適用による減収額は、「特別償却による当該年度の追加損金額×23.2%（外形標準課税法人の法人税率、及び、外形標準課税法人における年800万円超の部分の所得の法人税率）」から算出。

【法人住民税】

法人住民税の減収額は、「法人税の減収額×7.0%（市町村分及び都道府県分を合算した税率）」から算出。

減収額【百万円】

	税額控除	特別償却	合計減収額
令和7年度	4.92	4.75	9.67
令和8年度	13.93	16.15	30.09
令和9年度	13.93	16.15	30.09



令和10年度	13.93	16.15	30.09
--------	-------	-------	-------

【法人事業税】

所得割：「特別償却による特当該年度の追加損金額×3.4%（外形標準課税法人及び外形標準課税外法人を含めた税率）」から算出。

付加価値割：「特別償却による特当該年度の追加損金額×0.7%（外形標準課税法人及び外形標準課税外法人を含めた税率）」から算出。

特別法人事業税：「法人事業税（所得割）×76%（外形標準課税法人及び外形標準課税外法人を含めた税率）」から算出。

税額控除	所得割 【百万円】	付加価値割 【百万円】	特別法人事業税 【百万円】	合計 減収額 【百万円】
令和7年度	—	—	—	—
令和8年度	—	—	—	—
令和9年度	—	—	—	—
令和10年度	—	—	—	—

特別償却	所得割 【百万円】	付加価値割 【百万円】	特別法人事業税 【百万円】	合計 減収額 【百万円】
令和7年度	9.95	2.05	7.56	19.56
令和8年度	33.83	6.97	25.71	66.51
令和9年度	33.83	6.97	25.71	66.51
令和10年度	33.83	6.97	25.71	66.51

合計	所得割 【百万円】	付加価値割 【百万円】	特別法人事業税 【百万円】	合計 減収額 【百万円】
令和7年度	9.95	2.05	7.56	19.56
令和8年度	33.83	6.97	25.71	66.51
令和9年度	33.83	6.97	25.71	66.51
令和10年度	33.83	6.97	25.71	66.51